

い み ず し じょう れい 射水市こども条例

しあわ すこ せいちょう はか しゃかい じつげん
こどもの幸せと健やかな成長を図る社会の実現をめざして

けんり こどもの権利って？

けんりじょうやく せかいじゅう しあわ すこ そだ
「こどもの権利条約」では、世界中のすべてのこどもたちが、幸せに健やかに育つためにもって
けんり さだ
いるさまざまな権利が定められているよ。

いみずし けんりじょうやく かんが かた
射水市では、「こどもの権利条約」の考え方をもとに、
いみずし じょうれい
「射水市こども条例」がつくられているよ。



けんこう まも 1. いのちと健康が守られること

あんしん い 2. 安心して生きること

たと さべつ ぎゃくたい たいばつ など
例えば、差別、虐待、体罰、いじめ等を
う
受けないこと。

わる かんきょう まも こま 3. 悪い環境から守られ、困った たす もと ときには、助けを求めることが できること

じぶん い 4. 自分らしく生きること

たと こせい たいせつ
例えば、個性が大切にされること、
まも
プライバシーが守られること、ゆとりを
じぶん す
もって自分のペースで過ごすこと。

そだ 5. 育つこと

たと てきせつ せいかつしゅうかん み つ
例えば、適切な生活習慣を身に付けること、
あそ ぶんかげいじゅつ など と く
遊び、文化芸術、スポーツ等に取り組むこと。

じぶんじしん かんが 6. 自分自身の考えをもって の 述べること

かんが じゅうぶん き
おとなは、あなたの考えを十分に聞き、
あなたにとってどうすることがいちばんよい
かんが
のかを考えます。

ひょうげん なかま 7. 表現すること、仲間をつくって つど 集うこと

たにん きず めいわく
ただし、他人を傷つけたり、迷惑をかけたり
してはいけません。